

指定介護予防支援事業 運営規程

(長野市地域包括支援センターコスモス運営規程)

(事業所の概要)

事業所名	長野市地域包括支援センターコスモス
サービスの種類	指定介護予防支援事業
所在地	長野市小島田町 449 番地
連絡先	電話番号 026-284-2166 FAX番号 026-285-5877
サービス提供実施地域	長野市更北地域(稻里・小島田)

(事業の目的)

第1条 介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行う介護予防支援の事業（以下「事業」という。）は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行うものとし、利用者の心身の状況その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定のサービス事業者等に不当に偏ることのないように、公平中立に行う。

2 事業の実施に当たっては、長野市、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービス、介護保険施設、住民による自発的な活動を含めた、地域における様々な取り組み等との連携を図る。

(従業者の職種、員数、職務内容)

第3条 従業者の職種及び員数、職務内容は次のとおりとする。

職種	員数	職務内容
管理者（兼務可）	1名	職員の管理及び業務の管理を一元的に行う
保健師・看護師	1名以上	指定介護予防支援の提供及び必要な事務を行う
主任介護支援専門員	1名以上	指定介護予防支援の提供及び必要な事務を行う
社会福祉士	1名以上	指定介護予防支援の提供及び必要な事務を行う
その他（事務員）	1名	給付管理業務・事務全般

(営業日及び営業時間)

第4条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

営業日	月曜日から金曜日まで（祝日は除く）
営業時間 (緊急時連絡)	午前 8 時 30 分～午後 6 時 00 分まで 上記の営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(介護予防支援の提供方法及び内容)

第6条 提供する介護予防支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 介護予防支援の提供に際しては、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者又はその家族の同意を得る。
- (2) 介護予防支援の提供の際には、利用者の提示する被保険者証によって、要支援認定等の有無、有効期限等の確認を行い、要支援認定がなされていない場合は、当該認定について必要な援助を行う。
- (3) 介護予防支援の提供の内容は、厚生労働省第29条から第31条までの規程に基づき実施する。
- (4) 帳票は、厚生労働省が別に示す様式に準じて作成するものとする。
- (5) 事業所は、指定介護予防サービス事業者等に対して、サービスの提供状況、利用者の状態等を月に1回以上、聴取する。
- (6) 利用者への居宅訪問による面接は、サービス提供開始月の翌月から起算して3月に1回（厚生労働省令で定める要件を満たし、利用者からの同意を得た場合は6月に1回）及びサービスの評価期間の終了月並びに利用者の状態に著しい変化があった時とする。
- (7) 利用者への面接をしない月においては、電話等により利用者と連絡を行うものとする。
- (8) 相談を受ける場所及びサービス担当者会議等の開催場所は、利用者の居宅、事業所又は介護保険施設、その他相談等に適切と判断される場所とする。

(介護予防支援業務の委託について)

第7条 事業所は、事業の一部について、指定居宅介護支援事業者に委託して行うことができるものとする。

- 2 指定居宅介護支援事業者へ事業の一部を委託する場合は、委託範囲、委託先については、事前に長野市と協議し、長野市地域包括支援センター運営協議会の同意を得たうえで、委託するものとする。
- 3 事業所は、事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託した場合においても、介護予防支援サービス計画原案の内容の確認、介護予防サービス計画に係る実施後の評価を適切に実施し、必要に応じ指定居宅介護支援事業者に対し、助言・指導を行うとともに、業務の履行につき、不適切、重大な問題が認められる場合は、その内容を長野市に報告するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 介護予防支援に要する費用は、介護保険法及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、利用者から徴収しない。

- 2 前項の規程について、保険料滞納等により法定代理受領ができない場合は、事業所は利用料を徴収しサービス提供証明書を発行する。この場合、利用者は後日市町村窓口に当該証明書を提出し、利用料の払い戻しを受けることができる。
- 3 前項の規程以外に要するその他の費用はない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、長野市更北地域（小島田地区・稻里地区）とする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の未然防止、早期発見、虐待等への迅速かつ適切な対応を図る観点から、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止ための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会）を年1回以上、定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上定期的に実施する。
- (4) 上記(1)から(3)までの措置を適切に実施するための担当者を置く。

(衛生管理)

第11条 事業所は、感染症の予防及びまん延防止を図る観点から、次の措置を講じる。

- (1) 感染症及びまん延防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）を、概ね6月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 感染の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を年1回以上定期的に実施する。
- (4) 上記(1)から(3)までの措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等の適正化に関する事項)

第12条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わないものとする。

- 2 緊急やむを得ない場合に、身体拘束等を行う必要がある場合であっても、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載する。
- 3 前項の緊急やむを得ない理由については、切迫性・非代替性・一時性の3つの要件を満たすことの確認及び手続きを、組織として極めて慎重に行い記録しておく。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画（BCP）を策定し、当該計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行う。

(事故発生時の対応)

- 第 14 条** 事業所は、利用者に対する介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに長野市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、事故の状況及びその際に行った処置等について記録し、その原因を解明し、再発防止に努めるものとする。
- 3 事業所は、介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情の処理)

- 第 15 条** 事業所は、介護予防支援の提供に係る利用者又はその家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するため必要な措置を講じる。

(その他の重要事項)

- 第 16 条** その他の重要事項については、次に掲げるところによるものとする。
- (1) 事業所は、利用者及びその家族に対し、質の高い介護予防支援の提供を図るために定期的に研修の機会を確保する。
- (2) 事業所は、従業者が、正当な理由なく業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じるものとする。
- (3) 事業所は、適切な事業の運営を図る観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じるものとする。
- (4) 本規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人コスモスとの協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成 19 年 1 月 1 日から実施する。
- この規程は、平成 31 年 1 月 1 日から実施する。
- この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。
- この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から実施する。
- この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。